

第2次広島県自転車活用推進計画 パブリックコメントの実施結果

1 実施期間・提出人数等

【実施期間】 令和4年10月20日（木）から令和4年11月21日（月）

【提出人数・提出方法】 3人（6件）・電子メール

2 意見の内容と県の考え方・対応

No.	意見の内容	県の考え方・対応
1	<p>シェアサイクルの充実及び自転車走行空間のさらなる整備（P39, P44）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機会が合えばピースクルを利用しており、個人所有自転車利用と比べて乗捨て可能で発着点が縛られずとても便利だと思います。さらなる充実（利用区間の市域を超えた拡大やサイクルポートの増加）を図れば都市部の主たる移動手段になりうると思うので、走行空間の整備と合わせ、どんどん進めてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域のニーズを踏まえたシェアサイクルの充実及び自転車通行空間の計画的な整備を促進するため、広島市において策定された自転車ネットワーク計画に基づく自転車通行空間の整備の推進を支援し、更なるシェアサイクルの利用につながるよう取り組んでまいります。
2	<p>広島市周辺を発着地としたサイクリングロードの整備、普及（P53）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広島市在住者や来訪者が気軽にサイクリングを楽しめるよう、広島市周辺を発着地としたサイクリングコースの設定や受け入れサービスの充実をしてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・広島市では、「ひろしま郷土愛サイクリングロード」などについて市内をサイクリングコースに設定しております。今後も、これらのサイクリングコースを知ってもらえるよう広島市と連携しながら、情報発信に取り組むとともに、ニーズに応じたサイクリングコースの設定や受け入れサービスの充実を支援してまいります。
3	<p>自転車損害賠償責任保険等へ加入促進の取り組み強化（P62）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自転車事故の被害者救済のために、条例制定を契機とし、加入率向上につながる取り組みを積極的に実施してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車損害賠償責任保険等への加入率向上に向けて、まずは自転車条例を制定したことを周知するために、サイクリング大会などのイベント等において、チラシの配布等の広報啓発に取り組んでおり、引き続き、保険会社や学校、自転車販売店などの関係機関と連携しながら、広報啓発に取り組んでまいります。

4	<p>国内外から選ばれるサイクリングエリアの創出 (P49)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サイクリングなら密になりにくくコロナ禍での観光にも適していると思うのでとても良い取組だと思います。しっかりと計画を進めていただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍において、人との接触を低減する移動手段としての自転車の利用ニーズが向上していると認識しています。引き続き、サイクルツーリズムの推進による観光立県の実現に向けて計画を推進してまいります。
5	<p>自転車の安全利用の促進 (P54)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自転車の利用ルールについて、計画に基づいてしっかりと周知を行っていただきたい。自転車は免許がなく誰でも気軽に乗れる一方で、ルールを学ぶ機会が少ないため、信号無視や逆走、など、違反と知らず乗っている人も多いため。 	<ul style="list-style-type: none"> ・道路交通法で定められている自転車の交通ルールの遵守等については、これまでも周知を図るための広報啓発活動等を行ってきたところであります。引き続き、県警などの関係機関・団体等と連携しながら、各季節の交通安全運動や各種イベント、街頭キャンペーン、交通安全講習等、様々な機会を通じて、全ての自転車利用者において、安全で適正な利用がなされるよう、しっかりと広報啓発を行ってまいります。
6	<p>自転車の安全利用の促進 (P54)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歩行者の立場からは、歩道を走る自転車の存在は怖い。歩道を走る自転車が未だに多いため、自転車は原則車道を通ることをしっかりと周知してもらいたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「自転車安全利用五則」という自転車に乗るときに守るべき交通ルールのうち、特に重要な5つをまとめたものがあります。引き続き、県警などの関係機関・団体等と連携しながら、各季節の交通安全運動や各種イベント、街頭キャンペーン、交通安全講習等、様々な機会を通じて、「自転車安全利用五則」を活用し、自転車の交通ルールについてしっかりと広報啓発を行ってまいります。 <p>【参考】自転車安全利用五則</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先 ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認 ③ 夜間はライトを点灯 ④ 飲酒運転は禁止 ⑤ ヘルメットを着用